

# 適用 27

(株)みずほフィナンシャルグループ・(株)みずほ銀行・みずほ信託銀行(株)・  
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)は、提出不要です。  
(人事業務部ヒューマンサービス室より一括提出されて来ます。)

## 規模101人以上の事業所(令和6年10月から51人以上) 特定適用事業所に該当したとき又は該 当しなくなったとき

### 『特定適用事業所 該当/不該当届』

この届書は、「特定適用事業所に該当した場合」又は「特定適用事業所に該当しなくなった場合で従業員の同意を得た場合」に提出していただくものです。

[該当の届出]

#### 【手続き】

事業主は適用事業所が特定適用事業所に該当したときは「特定適用事業所 該当/不該当届」に必要な事項を記入し、健保組合及び日本年金機構にご提出ください。

- ・ 提出期限 ー 当該事実があった日から5日以内
- ・ 添付書類 ー 不要

[不該当の申出]

既に該当となった特定適用事業所の被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時100人以下となった場合でも、引き続き特定適用事業所とみなします。但し、特定適用事業所の同意対象者の同意を得て、特定適用事業所不該当届を提出することにより、特定適用事業所に該当しなくなったものとして取り扱われます。

#### 【手続き】

事業主は特定適用事業所の不該当の申出をするときは、「特定適用事業所 該当/不該当届」に必要な事項を記入し、添付書類と共に健保組合にご提出ください。(日本年金機構へは当組合から写しを送付しますので、別途提出する必要はありません。)

- ・ 不該当年月日 ー 特定適用事業所不該当届の受理日の翌日
- ・ 添付書類 ー 同意対象者の同意を得たことを証する書類  
※「特定適用事業所 該当/不該当届」の裏面をご確認ください。

[その他]

詳細については「特定適用事業所 該当/不該当届」の裏面及び日本年金機構ホームページ掲載の「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大の概要」をご確認ください。